

消 第 9 6 0 号
千消協発第 8 2 号
令和 4 年 9 月 2 7 日

関 係 各 位

千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人
(公印省略)

公益財団法人千葉県消防協会
会 長 石 橋 毅
(公印省略)

令和 4 年 秋 季 全 国 火 災 予 防 運 動 の 実 施 に つ い て

火災予防思想の普及については、日頃格別の御協力を賜り感謝申し上げます。
さて、令和 4 年 秋 季 全 国 火 災 予 防 運 動 に つ い て は、総務省消防庁の提唱により、別添実施要綱に基づき 11 月 9 日（水）から 11 月 15 日（火）まで実施されることとなりました。
つきましては、その趣旨を十分御理解の上、この運動が効果的に展開されますよう、よろしく申し上げます。
また、各機関におかれましては、各種広報媒体を通じてこの運動の周知をされますよう重ねて申し上げます。



消防予第 457 号
令和 4 年 9 月 20 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消 防 庁 長 官
(公 印 省 略)

令和 4 年秋季全国火災予防運動の実施について

本年の秋季全国火災予防運動については、令和 4 年 11 月 9 日から 15 日までの 7 日間にわたり、別添「令和 4 年秋季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進のため、特段の御配慮をお願いいたします。

また、運動の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症に関する政府方針等に留意し、感染拡大防止に十分な配慮をしていただきますようお願いいたします。

各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても周知していただきますようお願いいたします。

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
 - イ 火災予防広報の実施
 - ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - エ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - オ 工事等における火気管理の徹底
- (3) 木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進
- ア 火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理の周知徹底
 - イ 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の周知徹底
 - ウ 消防用設備等の適正な設置及び維持管理の周知徹底
 - エ 地域ぐるみの訓練等の実施の推進
- (4) 放火火災防止対策の推進
- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
 - ウ 防火対象物における放火火災防止対策の徹底
 - エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
- (5) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- ア 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底
 - イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - ウ 防火管理体制と適切な維持管理の推進
 - エ 消防用設備等の維持管理の徹底
- (6) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知
- (7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - エ 照明器具の取扱いに係る指導

6 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を展開することにより、効果的に火災予防思想の普及を図ることができるものと考えられる。

- (1) 地域における防火安全体制の充実
- ア 消防団員確保をより一層推進することによる地域の火災予防体制の充実
 - イ 女性防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
 - ウ 在留外国人に対する火災予防広報の実施

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

